

# 令和8年度第3回 札幌市環境影響評価審議会

## 議 事 録

日 時：2026年9月18日（金）午前10時開会  
場 所：Web会議

札幌市環境局

# 1 出席者

## (1) 第 13 次札幌市環境影響評価審議会委員

|        |                                          |
|--------|------------------------------------------|
| ◎渡部 要一 | 北海道大学大学院 工学研究院 教授                        |
| ○小幡 宣和 | 札幌学院大学 法学部 准教授                           |
| 芥川 智子  | (地独) 北海道立総合研究機構<br>エネルギー・環境・地質研究所 環境保全部長 |
| 石川 志保  | 酪農学園大学 農食環境学群 准教授                        |
| 奥本 素子  | 北海道大学大学院 教育推進機構 准教授                      |
| 片山 めぐみ | NPO 法人地域ケアコミュニティ研究所 代表理事                 |
| 北岡 真吾  | 北海道大学 サステイナビリティ推進機構 特任准教授                |
| 下鶴 倫人  | 北海道大学大学院 獣医学研究院 教授                       |
| 水島 未記  | 北海道博物館 北海道研究センター 副センター長(自然系)             |
| 森 太郎   | 北海道大学大学院 工学研究院 教授                        |
| 山田 俊郎  | 北海学園大学 工学部 教授                            |

計 11 名 ◎：会長、○：副会長

## (2) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部 環境管理担当部長 長野 彩子  
 “ 環境共生担当課長 坂田 一人  
 “ 環境共生担当課環境共生係長 又村 友幸  
 “ 環境共生担当課環境共生係 服部 悠基

## (3) 事業者

- ・もみじ台地域の土地利用再編に伴う複合開発事業 計画段階環境配慮書 (事業者)  
 札幌市まちづくり政策局都市計画部 都市計画部長 小林 伸樹  
 “ 地域計画課調整担当課長 加藤 潤  
 “ 地域計画課調整担当係長 山田 直樹  
 “ 地域計画課調整担当係 小柳 雄揮  
 (環境影響評価の委託を受けた者) 株式会社エイト日本技術開発 2 名

- ・札幌飛行場滑走路延長事業 環境影響評価方法書 （事業者）
 

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 国土交通省 北海道開発局 港湾空港部 | 空港・防災課長 牧野 武人   |
| 〃                  | 空港・防災課長補佐 山内 弘明 |
| 〃                  | 空港・防災課専門官 麻生 直希 |
| 東京航空局 空港部          | 空港企画調整課長 三浦 義雄  |
| 〃                  | 空港企画調整課長補佐 須藤 渉 |
| （環境影響評価の委託を受けた者）   | 日本工営株式会社 2名     |
  
- ・発寒清掃工場更新事業 環境影響評価準備書 （事業者）
 

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 札幌市環境局環境事業部      | 施設建設担当課長 鳴原 亮    |
| 〃                | 施設建設担当係長 富樫 理人   |
| 〃                | 施設建設担当係長 石垣 篤    |
| 〃                | 施設建設担当係 和田 晋輔    |
| 〃                | 施設建設担当係 長谷川 昂平   |
| （環境影響評価の委託を受けた者） | 株式会社エイト日本技術開発 2名 |

## １．開　　会

○事務局（坂田環境共生担当課長）　定刻となりましたので、ただいまから令和８年度第３回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

本日は、ご多用のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

環境共生担当課長の坂田でございます。

本審議会につきましては、札幌市情報公開条例の規定に基づき、ユーチューブにてライブ配信しておりますことをご報告いたします。

なお、議事の内容につきましては、後日、議事録を作成いたしまして、札幌市公式ホームページ上で公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、環境管理担当部長の長野よりご挨拶を申し上げます。

○長野環境管理担当部長　札幌市環境管理担当部長の長野でございます。

本日は、お忙しい中、審議会にご参加をいただきまして、心よりお礼を申し上げます。

今年度３回目の審議会となります今回は、もみじ台地域の土地利用再編に伴う複合開発事業計画段階環境配慮書についての諮問、札幌飛行場滑走路延長事業環境影響評価方法書についての事前審査、発寒清掃工場更新事業環境影響評価準備書についての事前審査、以上の３件についてご審議をお願いしたいと存じます。

今回も、当該事業を環境保全上、より望ましいものにしていくため、引き続き専門的な見地からのご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（坂田環境共生担当課長）　最初に、本日の資料について確認させていただきます。

事前にメールでも送信させていただいたところですが、次第、審議会第１３次委員名簿、もみじ台地域の土地利用再編に伴う複合開発事業関係として、資料１の前回までの質疑応答、資料２の見解書、資料３の事業者からの補足資料、札幌飛行場滑走路延長事業関係として、資料４の事業者からの説明資料、発寒清掃工場更新事業関係として、資料５の事業者からの説明資料となっております。

なお、配慮書及び方法書、図書につきましては、事前に送付させていただいたものをご確認願います。

資料については以上です。

本日は、現時点で委員１５名のうち１０名のご出席をいただいております。

以上から、札幌市環境影響評価審議会規則第４条第３項の規定に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

委員の皆様におかれましては、ここでカメラをオンにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は渡部会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

## ２．議　　事

○渡部会長　それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日は３件の審議を予定しております。

終了時刻は１２時頃を予定しておりますので、委員の皆様におかれましては、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

では、本事業の条例における手続状況等について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（又村環境共生係長）　ご説明させていただきます。

最初の議題は、もみじ台地域の土地利用再編に伴う複合開発事業計画段階環境配慮書について、第２回目を審議となります。

前回に引き続き、事業者の方に出席いただいております。

それではまず、これまでの手続の経緯説明と当審議会の諮問がありますので、事務局から説明をさせていただきます。

もみじ台地域の計画ですが、本事業は、札幌市環境影響評価条例における第一種事業に該当する事業でございます。

事業者は、札幌市となっております。

令和8年7月に札幌市長宛てに配慮書が送付され、7月2日から7月31日までの1か月間、縦覧が行われております。その2週間後の8月14日までに意見募集が行われており、その間に市民の皆様から意見書の提出が2件ございました。それに対して事業者より、9月10日付で見解書の提出がございました。

前回の7月の審議会では、諮問前の第1回目の審議を行っていただいたところでございますが、このたび、市長意見形成のため、当審議会に正式に諮問させていただきたいと思っております。

それでは、札幌市環境影響評価条例の規定に基づき、札幌市長から諮問をさせていただきます。

なお、諮問については読み上げのみとさせていただきます。

○事務局（坂田環境共生担当課長） 読み上げます。

札幌市環境影響評価審議会会長渡部要一様。

諮問書。

もみじ台地域の土地利用再編に伴う複合開発事業計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地から意見を述べるに当たり、札幌市環境影響評価条例第14条第2項の規定に基づき諮問いたします。

札幌市長秋元克広代読。

手続経過と諮問については以上でございます。

○渡部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、前回の審議概要の振り返りについて、事務局からお願いいたします。

○事務局（又村環境共生係長） 事務局から説明いたします。

委員の方々から計12個の質問、意見等がございましたので、この概要を説明させていただきたいと思っております。

一つ目は、芥川委員から、大気質、騒音、振動について、示されている将来予測値と環境基準の比較だけではなく、現況の数値と比較してどれくらい変化するかを示してくださいということでした。

事業者からの回答としては、二酸化窒素濃度は現況が0.01ppm程度で将来も僅かな増加にとどまり、SPMも0.001ppm以下の僅かなレベルの増加と予測しているということです。騒音につきましては、現況の60から67デシベルに対して、将来予測は60から68デシベル程度で、夜間は現況52から60デシベルに対して同等程度ということです。振動は、現況41から46デシベルに対して、将来は42から48デシベルと若干の上昇が予想されているということです。夜間の振動は現況と同程度と予測しているという回答でした。

続きまして、ナンバー2は渡部会長からですが、将来交通量予測で南郷通（T-1）などの交通量が現況の約2倍以上に増えるという予測となっていて、これだけ増えても環境基準を満足できるのか、満足できるということは環境基準に対して交通量がほとんど影響しない、感度がないということなのかというご質問がありました。

事業者からの回答としては、大気質は広域的影響のために8,000台から1万5,000台へと約2倍に増えますが、感度にはほとんど影響してこないということでした。ただ、一般的に騒音、振動は交通量が2倍になると約3デシベル増加するとされていますが、現況値が基準を十分下回っているため、将来も環境基準自体は満足できると予測しているということでした。ただ、3デシベルという感覚も個人差があるので、評価方法については検討し、今後、準備書等で整理したいという回答でした。

続きまして、ナンバー3も渡部会長から、交通量が2倍以上に増えることで、道路のキャパシティー（容量）がいっぱいになり、周辺道路で著しい渋滞を引き起こすことはないのでしょうかということでした。

事業者回答としましては、周辺の幹線道路の交通容量に対して、増加交通量を加味したという仮定であったとしても道路の処理能力の範囲内であり、著しい渋滞を引き起こすレベルにはならないと予測しているということでした。

続きまして、ナンバー4は片山委員から、50年以上経過しているもみじ台団地らしい独特

の景観や、地域住民が生活する上で大切にしてきた景観を保全するという観点での検討はされましたかという質問です。

事業者回答としましては、環境影響評価とは別に、もみじ台のまちの雰囲気や景色については、まちづくり再編方針を策定する中で検討していくということでした。

続きまして、ナンバー５は奥本委員から、市営住宅の住宅Ａ案とＢ案で戸数が２倍ほど異なりますが、今後、何が決定要因となってＡ案かＢ案を選択されるのでしょうか、これは住宅ニーズが大きな決定要因になるのでしょうかという質問がありました。

事業者回答としましては、公園に建てる必要性やほかの場所での充足可能性、戸数、配置などの様々な要素があるので、住宅ニーズも含めて総合的に検討していきたいということでした。

続きまして、ナンバー６は北岡委員から、工事中の建設機械稼働や廃棄物発生に伴う温室効果ガスの予測、評価を行ってはどうかという意見がありました。

事業者回答としましては、環境影響評価項目の選定に当たっては、札幌市環境影響評価条例の技術指針を基本としますが、ご意見も参考に方法書段階で検討していきたいということでした。これは、一部、事業者からの補足も入れて、こういう回答になっています。

続きまして、ナンバー７も北岡委員から、５期にわたる長期事業で地区内に工事現場が出現し続けることになるが、景観や住宅・住棟間の人と自然との触れ合い活動の場への影響評価は必要ではないかという質問がありました。

事業者回答としましては、ナンバー６と同様ですが、環境影響評価項目の選定に当たりましては、札幌市環境影響評価条例技術指針を基本としますけれども、ご意見を参考に方法書段階で検討していきたいということでした。

続きまして、ナンバー８は森委員から、住宅Ａ案、Ｂ案の図面で建物の形状、厚み、規模が成立しているのかどうか、また、日照評価への影響（日陰範囲等）について問題はないかというご質問がありました。

事業者回答としましては、Ａ案（中廊下式）やＢ案（片廊下式）の配置、高さは、日照や駐車場配置を考慮したものであるということでした。

ナンバー９も森委員から、住宅規模が大きくなる（特にＡ案）ことで、敷地内が駐車場アスファルトで埋められてしまう点など、自然環境への影響も加えて評価すべきではないかというご意見がありました。

事業者回答としましては、日照や駐車場も含めて配置できるよう検討しており、方法書等において検討項目とするかどうか検討したいということでした。これは、後日、補足があり、このような回答としております。

ナンバー１０は森委員から、建物の形状の違い（中廊下式、片廊下式等）がエネルギー消費量（温室効果ガス）に与える影響も検討すべきではないかというご意見がありました。

事業者回答としましては、評価項目とするかどうか、方法書段階で検討したいということでした。

ナンバー１１は山田委員から、宅地開発後の雨水排除が河川に入る際、配慮書で挙げられている野津幌川の水恋橋の観測地点はもともと大腸菌などが高く、ほかの影響を受けていると考えられるが、事業の影響評価の対象として適当なのかという質問がありました。

事業者回答としましては、配慮書では公開されている既存の調査地点を示したものであり、本事業によって直接的に影響を受ける地点については、方法書の段階で調査地点を選定し、現地調査を行った上で、準備書以降で予測、評価を行うということで、今後の手続の中でそこも検討していくという回答でした。

ナンバー１２は芥川委員から、大型店ができると大きな道路沿い（Ｔ－１からＴ－４）だけではなく、静かな団地内、住宅地でも影響があると思われるため、住宅地での影響も配慮して予測してほしいという意見がありました。

事業者回答としましては、ご指摘を踏まえ、団地内、住宅地での影響も含めて方法書で検討し、その結果については準備書、評価書で取りまとめたいたいということでした。

以上です。

○渡部会長 続いて、事業者から、見解書及び補足資料についての説明をお願いします。

○事業者（まちづくり政策局都市計画部） 札幌市のまちづくり政策局都市計画部地域計画課

調整担当課長の加藤です。本日はよろしくお願いいたします。

今日は、前回に引き続きまして、もみじ台地域の土地利用再編に伴う複合開発事業での計画段階環境配慮書に係るご審議をお願いいたします。

これより、配慮書に寄せられた意見書に対する我々事業者の見解について、担当からご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事業者（まちづくり政策局都市計画部） 私は、札幌市役所まちづくり政策局都市計画部地域計画課調整担当係長をしている山田と申します。

見解書のご説明をさせていただきますが、事業計画や環境保全の見地からいただいた意見に対する見解を主に説明させていただきます。

なお、意見については、原文のまま記載されております。

まず、一つ目のご意見ですけれども、1 ページの意見者 1 の①事業計画ですが、もみじ台東公園に市営住宅を建設することについてのご意見です。

意見者 1 のほか、4 ページの意見者 2 の⑩などにも同様の趣旨の記載がございますけれども、見解書のご説明については意見者 1 の①のところでまとめます。

読み上げさせていただきます。

環境影響評価は、実際にその建築を行うかどうかの最終決定ではなく、事業を検討する上で周辺への日照や景観等の環境への影響が大きくなるケースを仮定して影響の程度を検証したものです。この結果をもって同公園への市営住宅建設を最終的に決定するものではありません。実際の方針策定に当たっては、今後の地域との対話を踏まえ検討していきますということです。

ここで、補足資料の 2 ページをご覧ください。

もみじ台東公園へ市営住宅を建設することについてです。

7 月の審議会の際にもご説明しましたが、配慮書において、もみじ台東公園に市営住宅を建てた場合の日照障害について、複数の配置、構造で検討しております。

補足資料の 3 ページ目ですが、その結果、札幌市建築基準法施行条例の規制を満たしているという結果を得ております。

補足については以上です。

見解書の説明に戻らせていただきます。

続きまして、見解書の 4 ページ、意見者 2 の⑨事業計画で、跡地の活用計画についてのご意見です。

同様のご意見が意見者 2 からは複数あるほか、10 ページの意見書 2 の⑳及び㉑、11 ページの㉒や㉓などにおいて、具体的な施設についてのご意見がございました。

これらについての見解を、意見書 2 の⑨事業計画のところを代表して読み上げさせていただきます。

本配慮書で示した施設は、まちづくり指針に基づき、本配慮書の予測条件として想定したものであり、これらの施設が実際に整備されることが決まったものではございません。跡地活用においては、地域の活性化に資するように、一定の条件を付して民間事業者に提案を広く募り、最も優れた提案をした事業者に活用していただくことを想定しております。

今後は、市場調査等を通じて民間需要を確認しつつ、地域の魅力向上に資する活用になるよう、公募条件等を精査していく予定です。

補足資料の 4 ページ、2 の跡地の活用計画についてをご覧ください。

今回の事業は、市営住宅の再整備と義務教育学校の設置、市営住宅の活用、公園の移転再整備から成る複合事業です。

補足資料 5 のページ目ですが、配慮書作成に当たっては、この表のと通りの施設を想定しております。

なお、見解書にも記載したとおり、これらの施設は、今後、地域の活性化に資するように、一定の条件を付して民間事業者の提案を広く募り、最も優れた提案をした事業者に活用していただくことを想定しております。

補足については以上です。

見解書の説明に戻らせていただきます。

続きまして、見解書の 6 ページ、意見者 2 の㉔調査・予測地点での大気質、振動、騒音の予

測地点についてのご意見です。

これについての見解を読み上げさせていただきます。

本配慮書における調査及び予測は、対象事業の実施により環境影響要素の状況の変化を重点的に把握する必要があり、地域を代表する地点として、特に環境影響を受けるおそれのある地点、的確に把握できる地点を選定しました。この結果、交通量が多いと想定された主要道路で調査、予測を行うこととし、T-1からT-4を選定しました。しかし、ご意見のとおり、T-5として示される旧もみじ台南中学校付近から立命館慶祥中高校までの路線（西四号）の交通状況も改めて考慮し、必要と判断された場合には方法書以降で調査及び予測地点を新たに設定します。

補足資料の6ページ、3の予測・評価についてをご覧ください。

配慮書では、交通量の大きい主要道路として、T-1からT-4のデータを基に、センターゾーンに大型店が来る影響として大気質、振動、騒音等の予測、評価をしており、T-1からT-4については環境基準や要請限度を満足する結果となりました。

今回ご意見のございましたT-5につきましては、右下になりますけれども、ご意見をいただいた後に現地で交通量を簡単に確認した結果、ある程度の交通量がある可能性が考えられました。このため、今後、方法書以降で調査及び予測地点として新たに設置することを検討していきます。

補足については以上です。

見解書の説明に戻らせていただきます。

続きまして、見解書の7ページ、意見者2の㉔予測・評価項目で、もみじ台東公園、もみじの丘小学校付近での大気質、騒音、振動の予測についてです。

これについての見解を読み上げます。

本事業の実施に伴い、地域内では交通量の増加が想定されます。このような影響も考慮した上で、今後、必要と考えられる地点で調査、予測を行います。具体的な調査、予測の地点及び内容は方法書以降で示します。

補足資料の6ページ、3の予測・評価についてをご覧ください。

もみじの丘小学校やもみじ台東公園は、右の中段下辺りの住宅地の中にございます。

7月の環境影響評価審議会にて街区における騒音等の調査、予測、評価についてご意見があったことも踏まえまして、今後、必要と考えられる地点での調査、予測について、方法書以降で検討していきたいと思っております。

補足については以上です。

見解書の説明に戻らせていただきます。

続きまして、12ページ、意見者2の㉕大気質、騒音、振動の調査及び予測、評価です。

内容としては、大型店予定地直近、もみじの丘小学校、もみじ台東公園直近で大気質、振動、騒音の予測、調査についてです。

これについての見解を読み上げさせていただきます。

本配慮書における調査及び予測は、対象事業の実施により、環境影響要素の状況の変化を重点的に把握する必要があり、地域を代表する地点として、特に影響を受けるおそれのある地点、的確に反映できる地点を選定しております。

この結果、交通量の変化が大きいと想定された主要道路での調査、予測を行うこととし、T-1からT-4を選定しました。

方法書以降につきましては、いただいたご意見を踏まえ、技術指針の基本項目に基づき、工事の実施や供用後の自動車走行による影響等も含めて、もみじ台地域とその周辺の複数か所で調査及び予測、評価を行う予定です。

具体的な調査、予測の地点及び内容等は方法書で、調査・予測の結果等は準備書以降でお示しする予定です。

最後に、見解書の13ページ、意見書2の㉖動植物の調査及び予測、評価です。

これについての見解を読み上げさせていただきます。

もみじ台地域及びその周辺には豊かな自然環境が残されており、本事業による動植物への影響を把握するため、熊の沢公園を含めたもみじ台地域周辺において調査及び予測、評価を行い

ます。

具体的な調査、予測の地点及び内容等は、方法書以降で示します。

補足資料の 7 ページ、3 の予測・評価について（動植物・生態系）をご覧ください。

もみじ台地域には、地区公園である熊の沢公園、もみじ台東公園をはじめとした近隣公園が 4 か所、街区公園が 11 か所、そのほか、外周部を都市緑地であるもみじ台緑地が囲んでいます。

もみじ台地域や熊の沢公園を含めた周辺地域の動植物や生態系の調査については、方法書以降で検討していきたいと思っております。

説明については以上です。

○渡部会長 見解書の説明などを踏まえて、委員の皆様からの意見を伺えればと思います。

この説明を踏まえて、方法書での選定予定も記載いただいておりますので、意見がある方は挙手ボタンを押した上でお知らせください。

答申を形成する必要がありますので、皆様の意見はとても大事です。ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

今は配慮書の段階ですが、今後、方法書、準備書と進んでいくに当たって、それに反映する形になっているという説明がありましたけれども、配慮書の段階での答申についてご意見をいただければと思います。

○芥川委員 先ほど、騒音の予測地点に T-5 を増やすというお話があったかと思いますが、ここは騒音の基準としてはどういうところに当たるのでしょうか。

○事業者（株式会社エイト日本技術開発） 配慮書公表支援の業務を担当している株式会社エイト日本技術開発より回答させていただきます。

本道路は、もみじ台から江別市をまたぐ道路で、江別市の指定状況を確認できていないので、はっきりしたことは言えないのですが、幹線交通を担う道路に近接する空間の特例には該当しないということです。ですから、A 類型、B 類型、C 類型のうちのどこかの基準が適用されるものと考えております。

○渡部会長 ほかにいかがでしょうか。

私から一つ質問させていただきます。

環境影響評価は段階を踏んでいきまして、今は配慮書の段階で議論しているわけですが、先ほどの説明の中では、具体的な内容については、今後、方法書の段階以降で考えていくというご説明がたくさんあったと思いますけれども、配慮書の段階で記載しておくものや残しておくべきものは何かあるのでしょうか。あるいは、具体的なことは方法書以降ということで、配慮書には特に残す必要はないのでしょうかという質問です。

○事業者（まちづくり政策局都市計画部） 配慮書につきましては、いったん、今の形で確定させていただきまして、住民からの意見も募っておりますので、いただいたご意見等については、方法書以降で反映させていただきたいと思っております。

○渡部会長 資料として残した上で、配慮書の段階では、今審議している内容を基に報告し、それを踏まえて、既に住民の方などから上がっている意見も含めて方法書のほうで反映していく形になっていくということですね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○奥本委員 もみじ台のまちづくりという中で、特に近年は野幌自然公園等での野生動物との近接が起こっていますが、環境的な部分での共生や、野生動物とのゾーニングみたいなことは配慮に入れられているのかということをお伺いします。

○事業者（株式会社エイト日本技術開発） 動植物に関しては、現在のところ、もみじ台地域、その周辺 200 メートルの範囲で網羅的に調査をして、地域とその周辺で全体的な生態系や動植物等の調査をして、状況を明らかにする予定です。

予測においては、生態系という観点で予測を行いますので、そうした中で、ゾーニングの必要性や、生息地の特性などにも配慮して、予測結果を取りまとめて、必要であれば保全対策を講じるということを考えております。

○奥本委員 近年は、保全だけではなく、共生ということで、必ずしも居住地と生息地が近接

しないようなまちづくりも求められていると思うので、そういう視点も必要かなと思います。  
○渡部会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○渡部会長 特に意見がないようであれば、ここで打ち切らせていただきます。

それでは、答申も含め、今後どのように進めていくのか、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（長野環境管理担当部長） その前に、事務局から1点お伝えします。

見解書で示されている⑲と㉔の項目ですが、ビル風や冬の雪の吹きだまり予測、また、ヒートアイランドといった項目を追加してはいかがかというご意見が市民から出ております。

見解として、技術指針でお示しした項目をベースとしてご検討いただいたということは理解しておりますが、配慮書の段階で寄せられました市民のご意見、それから、事業の特性等を考慮して、次の方法書に向けて評価項目を精査していくことがアセスメント制度の趣旨かと存じます。

技術指針の位置づけ等も踏まえまして、寄せられたご意見の検討経緯を次回の方法書でいろいろとお示しいただけるとお聞きしておりますので、こちらについても丁寧にお示しいただければと考えております。

○事務局（坂田環境共生担当課長） それでは、今回ご審議いただきましたご意見を取りまとめまして、次回審議会で答申案として正式にご提示させていただきたいと存じます。

なお、追加のご意見等がございましたら、来週中をめどに事務局宛てにご連絡をお願いいたします。

○渡部会長 それでは、事務局には、本日の審議内容を整理して、次回の審議に向けた資料等の準備をお願いしたいと思います。作業の進みぐあいにもよりますが、その間、事務局と委員の皆様とのメールでのやり取りなどがあると思いますので、その場合にはよろしく願いいたします。

まちづくり政策局の方々、本日のご出席を誠にありがとうございました。

以上で、もみじ台地域の土地利用再編に伴う複合開発事業計画段階環境配慮書の第2回目の審議を終了します。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

札幌飛行場滑走路延長事業環境影響評価方法書についての第1回目の審議です。今度は方法書という一つの先の段階になっております。

事業概要、方法書内容の説明員として、事業者の方々に当審議会への出席をお願いしております。

では、本事業の条例における手続状況等について、事務局から説明をお願いいたします。○事務局（又村環境共生係長） 手続状況についてご説明いたします。

本事業は、札幌市環境影響評価条例における第1種に該当する事業でございます。

事業者は、国土交通省の北海道開発局長及び東京航空局長となっております。

今までの経緯としまして、8月20日に札幌市長宛てに方法書が送付されました。

そして、8月24日から9月22日まで縦覧が行われており、意見募集は10月6日までとなっております。

今回の審議会は、諮問に先立っての事業者からの説明の場でございます。実際の諮問は次回の審議会でを行うことを予定させていただいております。

なお、今回の方法書に先立って、計画段階環境配慮書の手続が行われております。これについては、令和8年5月11日に答申をいただいております。

この答申の総論としましては、周辺の生活環境や都市環境資源に配慮し、影響を極力回避、低減するため、複数案における騒音、緑地、水環境の定量的な予測、評価に基づく絞り込み理由の明確化、空港利用客のアクセス車両について、丘珠川の切り回し、緑地機能の喪失等の評価項目の追加検討並びに丁寧な住民対話の継続を求めること。各論としましては、自衛隊機や冬季運航も含めた騒音予測・比較、鳥類を引き寄せないバードストライク対策、緑地機能や河川切り回しに伴う各種調査、アクセス車両の影響検討並びにスケジュールを明示した住民コミュニケーションの実施について整理させていただきたいというものとなっております。

説明は以上です。

○渡部会長 続きまして、事業者から事業概要と方法書の内容についての説明をお願いいたします。

○事業者（北海道開発局港湾空港部） 国土交通省北海道開発局港湾空港部空港・防災課長の牧野でございます。よろしくお願いいたします。

札幌飛行場丘珠空港滑走路延長事業に係る環境影響評価方法書の説明に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

丘珠空港は、札幌市中心部に近接する高い利便性を有する一方で、小型ジェット機の冬季運航が困難であるなど、運航上の課題を抱えております。このため、札幌市や北海道、地元の経済界からは、丘珠空港の滑走路延長に向けてご要望をいただいているところです。

これを受け、空港整備主体である北海道開発局及び東京航空局では、滑走路延長に係る具体的な整備計画の策定に向け、昨年10月より、パブリックインボルブメントや環境アセスメントに関する取組を進めてまいりました。本年5月には、配慮書に対する札幌市長意見を受領し、このたび、方法書を取りまとめたところでございます。

それでは、これより、事業概要及び環境影響評価について、それぞれ担当よりご説明させていただきます。

本日は、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○事業者（北海道開発局港湾空港部） 続きまして、報告書の概要につきましてご説明申し上げます。

私は、北海道開発局空港・防災課の山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

表紙をめくりいただきまして、次のページをお願いいたします。

本日は、こちらの内容についてご説明を申し上げます。

次のページをお願いします。

初めに、事業の概要ですけれども、丘珠空港は、今、牧野が申し上げましたとおり、札幌市中心部から約6キロメートルと利便性が非常に高く、道内6空港、道外7空港と結ぶ13路線が就航してございます。ただし、小型ジェット機につきましては夏ダイヤのみ運航しているといった状況でございます。そうした中で、令和7年度には、平成以降最多となります約58万人の利用客がございました。

この事業につきましては、滑走路を300メートル延長するということで、右下に図面をお示ししていますが、1,500メートルを1,800メートルに延長するという計画でございます。

これによりまして、小型ジェット機の冬季運航制限の緩和、安全・防災支援機能の確保、道内外を結ぶ航空ネットワークの拡充、道央圏空港の機能強化といった効果が期待されるところでございます。

また、滑走路延長計画につきましては、これまでの計画段階配慮書及びパブリックインボルブメントの取組を通じまして、国土交通省航空局における計画段階評価の手続によって妥当と判断されました両側150メートルずつ延長する計画に沿って手続を進めることとしてございます。

ただいまご説明申し上げましたとおり、滑走路は1,500メートルから1,800メートルに延長いたしますが、滑走路と併せて着陸帯、滑走路端安全区域—R E S Aと呼ばれる区域を設けるとともに、空港の運営に必要な場周道路、排水施設、離着陸に必要な航空灯火など、必要とされる施設の整備を行います。また、拡張に伴いまして、道路や河川の機能確保も併せて行います。

今後の検討により変更となる可能性はございますけれども、下にお示ししているとおり、工事期間はおおむね4年を想定しているところでございます。

続きまして、飛行経路でございます。

固定翼機というのは、いわゆる小型ジェット、プロペラ機、医療ジェット機などを指しますけれども、それにつきましては、滑走路が両側に150メートルずつ延びることに伴いまして、着陸地点あるいは離陸滑走開始位置が外側に移動することから、飛行経路につきましても滑走路の延長方向に移動することを想定しております。

しかしながら、飛行経路そのものは基本的には現行と同様と考えていまして、大きくルートが変わるということは考えておりません。

また、回転翼機、いわゆるヘリコプターにつきましては、滑走路の延長があろうとも離着陸に影響はございませんので、現行と同様の飛行経路を想定してございます。

なお、これらにつきましては、現時点における想定ということで、今後の検討によって変更になる可能性がございます。

続いて、環境影響評価の実施についてご説明させていただきます。

説明者が替わります。

○事業者（日本工営株式会社） 私は担当している日本工営の斎藤と申します。よろしくお願いいたします。

まず、配慮書段階での意見についてご説明いたします。

配慮書段階では、主に航空機騒音、丘珠空港緑地、P F A Sに関するご意見をいただきました。

航空機騒音については、準備書段階において、発着回数や飛行経路を踏まえた定量的な予測、評価を実施いたします。

また、丘珠空港緑地については、その機能を可能な限り維持できるよう、札幌市と協議しながら検討を進めてまいります。

P F A Sについては、既存調査結果等を踏まえ、現時点で新たな調査は予定してございません。引き続き、札幌市の継続的な調査結果を注視してまいります。

まず、市長より、複数案の絞り込みについて理由を明らかにするようご意見をいただきました。

配慮書段階では、案1と案2について、航空機騒音、緑地機能、水環境などの比較検討を行いました。案1と案2の騒音の差はL d e nで0.2から0.3デシベル程度、緑地の改変面積の合計もおおむね同程度です。一方、案2では、丘珠川の切り回しが必要となり、空港緑地内に収まらない計画となります。これらに加え、整備効果、事業期間、事業費等を総合的に検討し、案1により計画を進めることとしてございます。

続きまして、計画段階配慮事項として選定した3項目について、方法書以降において環境評価項目への選定を検討することとのご意見をいただいております。

一つ目は、供用時の関連車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動について、方法書において環境影響評価項目として選定します。

二つ目は、方法書では、案1により計画を進めることとしておりますので、案2の丘珠川の切り回しを前提とする項目は評価対象としてございません。

三つ目として、丘珠空港緑地への影響については、人と自然との触れ合いの活動の場として調査、予測、評価を実施いたします。

続きまして、住民等への情報提供についてですが、今後の方法書及び準備書の各手続において説明会を実施し、開催時期や場所をホームページ、新聞等により事前に周知してまいりたいと考えてございます。

次に、関係地域の設定についてです。

航空機騒音及び航空機低周波、大気質については、航空機騒音に係る環境基準の当てはめ地域を参考に関係地域を設定してございます。

工事や関連車両に伴う大気質、騒音及び振動については、事業実施区域から最大150メートル、植物、猛禽類を除く動物及び生態系については最大200メートル、人と自然との触れ合いの活動の場については最大500メートルの範囲を設定しております。

続けて、水質に関しては排水先の水系を踏まえて最大約6キロメートル、猛禽類は行動圏討を踏まえて最大4キロメートル、景観は最大3キロメートルの範囲としております。廃棄物等及び温室効果ガスについては、札幌市内全域を関係地域としています。

これら関係地域については、各項目に係る既往の知見や技術資料を参考としつつ、事業特性及び地域特性を踏まえて設定しています。

続きまして、環境影響評価項目は表に示すとおりになります。

網かけが札幌市環境影響評価技術指針における飛行場の基本項目、網かけのない丸印は事業

特性や他空港の評価事例を踏まえて追加した項目となっています。

なお、重要な地形及び地質については、区域及びその周辺で学術上重要な地形、地質が確認されていないため、今回は選定しておりません。

主な現地調査の内容については、表に示すとおりでございます。

大気質、水質、動植物など、項目の特性に応じて四季調査や複数回の調査を設定しております。

航空機騒音については、札幌市による調査結果を活用いたします。

水質については、平常時に加え、降雨時や防除雪氷剤の使用時期にも調査します。

動植物について、季節変化を踏まえて調査を行い、猛禽類については、繁殖期を含む時期に継続して調査してまいります。

また、鳥類の飛翔状況を把握し、バードストライクの発生リスクを検討してまいります。

景観及び人と自然との触れ合い活動の場については、年2回、夏季及び冬季に調査を実施し、季節の違いによる景観特性の変化や利用状況等を把握いたします。

ここからは、各項目について対象となる影響範囲を踏まえた調査、予測の手法及び調査地点を示します。

大気質については、建設機械の稼働及び工事用車両等の走行による影響を把握できる地点を選定し、拡散式等により予測を行います。

図中の赤丸が一般環境大気の調査地点、青丸は道路沿道大気の調査地点を示しています。

騒音、振動についても、建設作業及び道路交通の影響を把握できる地点を設定し、予測式等により影響を検討します。

図中の赤丸が一般環境騒音・振動調査地点、青線は道路交通騒音・振動の調査地点を示します。

航空機騒音については、札幌市の調査データを活用し、国土交通省モデルにより予測します。

図中の丸は、札幌市が実施する航空機騒音の調査地点を示しています。

航空機低周波音については、航空機騒音の調査地点を基本として現地調査を行い、音の伝搬理論に基づき予測いたします。

次に、水質に係る調査、予測について示します。

水質については、事業実施区域境界や下流側の河川合流地点等で調査を行います。また、滑走路延長部の両端において、水質予測に用いる土質の状況を調査いたします。

植物、動物及び生態系については、事業区域周辺の生息・生育状況を把握し、事業計画との重ね合わせにより影響を予測します。

鳥類については、定点観測やラインセンサスにより飛翔状況を把握し、飛翔ルートや高度と航空機の飛行経路との関係を整理いたします。

猛禽類については、より広域的に飛来状況や行動圏等を調査いたします。

景観について、遠景及び近景の視点場から調査し、必要に応じてフォトモンタージュ等により予測します。

人と自然との触れ合いの活動の場については、丘珠空港緑地、つどーむ、丘珠緑地などを対象に、利用状況と利用環境への影響を予測します。

廃棄物等及び温室効果ガスについては、文献調査等により、発生量や排出量を予測いたします。評価に当たっては、環境への影響は実行可能な範囲内で回避、低減されているか、必要な環境保全への配慮がなされているかを確認いたします。また、国や札幌市等の基準、目標との整合についても評価いたします。

方法書作成に当たりましては、専門家からご助言をいただいております。

航空機低周波音については、ヘリコプター等の使用機種の特性を踏まえ、評価地点の選定に留意することが望ましいとのご助言をいただいております。

鳥類については、過去のバードストライクの記録を、件数だけではなく、鳥の種類、発生場所等を含めて整理すること、また、調理の飛翔方向や高度と航空機の飛行経路を重ねて評価することが重要とのご助言をいただいております。

また、オジロワシ等については、繁殖場所や行動圏を調査し、その結果をバードストライクの評価にも活用できるよう、両者の関係を整理することが望ましいとのご助言をいただいております。

ります。

猛禽類以外の動物については、調査、予測及び評価の手法について現時点において特段の指摘はございませんでした。

オジロワシやバードストライクについて、状況把握に努めることとのご助言をいただいております。

景観については、滑走路延長による平面的な整備を主とするものであることから、大きな影響は生じにくいと考えられる一方、航空機の視認頻度や見え方の変化についても考慮することが望ましいとのご助言をいただいております。

水質について、調査、予測及び評価の手法については、現時点において特段の指摘はないとのご助言をいただいております。

なお、周辺に農地が多いことから、将来の水質変化が工事によるものなのか、肥料等のその他の要因によるものなのかを区別できるよう、周辺の土地利用状況にも留意することが望ましいとのご助言をいただいております。

○事業者（北海道開発局港湾空港部） 続きまして、現在進めている縦覧、説明会、意見募集についてご説明申し上げます。

縦覧の状況ですが、先ほど事務局よりご説明がございましたとおり、9月22日までの縦覧を、こちらにお示ししている6か所で続けております。意見書につきましては、10月6日を提出期限とさせていただきます。

また、説明会につきましては、9月7日から9月9日の3日間にわたりまして、全9会場において、オープンハウス形式で開催したところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○渡部会長 それでは、事業の概要や方法書の各環境項目に関して、委員の皆様からの質問をお願いいたします。

方法書ということで、より具体的な書き方になっているかと思います。

○山田委員 水質の件で3点お伺いいたします。

少し気になったところは、スライドの8ページ、2-2の市長意見の意見概要と事業者の見解概要で、計画段階配慮事項の選定についてのウの丘珠空港緑地の改変に伴う緩衝緑地機能及び雨水貯留機能の喪失という項目に対して、事業者の見解概要は、公園としての利用の観点から、人と自然との触れ合いの活動の場として環境影響評価項目に選定しますという書き方がされています。ここについて、ウの市長意見に対しての見解ということで、どういうふうにつながっているかが分からなかったもので、もう少し詳しく教えてください。

それから、スライドの15ページの現地調査の項目と内容というところで、水の濁りとあります。恐らく、工事に伴う土砂等の排出から川への影響を考えていらっしゃるのだと思うのですが、調査の時期について、降雨時という書き方をされています。また、防除雪氷剤使用時期1回とあるのですが、融雪期、雪が解け出しているタイミングでの採水をされるかどうかという点をお伺いします。

もう一点は、その下の水質項目に全窒素という項目が入っています。窒素を測る目的ですが、例えば、下流にある茨戸川に流入するので、閉鎖性水域への影響というところの負荷を把握するという意味で窒素を測られているということであれば、茨戸川への影響を考えると、窒素ではなくてリンを把握しなければいけないのではないかと気がなりました。

また、もし茨戸川の下流の影響ではなくて、川自体への影響ということであれば、例えば酸素ですね。底層酸素といった観点も必要ではないかと思えます。

この目的として、どこを対象に測られようとしているのかが分からなかったもので、その点についても教えていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○事業者（日本工営株式会社） 一つ目は、緑地への影響について、人と自然との触れ合い活動の場という項目を挙げている意図についてということではよろしいでしょうか。

○山田委員 この市長意見というのは、雨水貯留機能とか、公園として雨が降った後に排出される効果、機能についてどう変わるかという視点が入っているのではないかと考えているのです。公園機能として、人と自然との触れ合いという観点も分からなくはないのですが、

ウは、どちらかというと公園が持つ防災機能のような意味合いかなと思ったので、そのあたりはどのように考えているかということをご教えてください。

○事業者（日本工営株式会社） 現状としましては、今回は配慮書の段階でございましたので、まずは案1と案2の比較ということで、例えば、ここにある雨水貯留施設がどれだけ改変されるかという形で比較評価を行って、最終的にはどうなるかということをご概略的に予測した形になっています。

方法書段階では、実際に緑地をどういう形で整備していくということが現状ではまだ決まっておきませんので、今後調査などをしまして、札幌市と、雨水貯留施設が改変される部分などに関して、できる限り現状の状況を維持できるような形で協議をして決めていきたいと考えております。

回答になっていますでしょうか。

○山田委員 今後、札幌市もしくは開発局と協議をされながら進められていくということですが、緑地改編に伴う防災機能の観点の評価を項目として常に意識していただければというのが私のコメントです。よろしくお願いします。

○事業者（日本工営株式会社） 二つ目のご質問は、調査時期の話かと思います。

先ほど、降雨時や防除雪氷剤を使う時期という話をしましたが、それとは別に平水時の調査も行っていて、春、夏、秋、冬と実施しています。融雪時期というのは春になると思いますので、具体的な調査時期は5月頃かなと考えています。基本的には、融雪時期は春の時期ということで考慮されていると考えております。

○山田委員 調査は大変だと思うのですが、水質が大きく変わるのは、通常と異なる時期という意味で降雨時にされるのは非常にいいと思うのですが、融雪期にも把握するというのを考慮していただければと思いましてコメントしました。よろしくお願いいたします。

○事業者（日本工営株式会社） 最後は、水質項目の全窒素についてのご質問かと思います。

こちらの周辺には農地があるので、そこへの影響があるかどうかということで全窒素を選定していました。特に茨戸川の閉鎖性水域にどうこうというよりは、周辺の農地との関係で全窒素を選定したところです。

○山田委員 農地からの影響というのはどういう影響なのか、ちょっと難しいところではあるのですが、基本的には農地が多いところは他の土地利用に比べて窒素が高くなりがちではあるので、空港の開発に伴う影響評価という点では、その影響を把握しづらいのではないかと思います。一方で、土砂に伴って排出されるものとしては燐が非常に強く関わってくると思いますので、個人的には、窒素を測られるのであれば、燐も一緒に測られたほうがいいのではないかと思います。ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

○事業者（日本工営株式会社） ご意見をありがとうございます。

○渡部会長 ほかにいかがでしょうか。

○森委員 2-4についてです。

今回、温室効果ガスの調査もしていただけるというのはすごくいいことだと思うのですが、右側の「土地又は工作物の存在及び供用」という言葉が難し過ぎて、いまいち理解できないと思っていました。

飛行場及びその施設の存在に関して温室効果ガスは調査しないということになっているのですが、これは建物がもう存在しているのでやらないということなのか。

また、次の航空機の運航に関して温室効果ガスの調査を行うというのは、今回、滑走路の延長が行われた後には、航空機の増便などの運用に伴って様々な作業が発生してくると思うので、そういったものの評価を行うか、それがよく分からないと思いました。

一番よく分からないのは、飛行場の施設の併用とは一体何のことを指しているのかということです。これは具体的にどういうことをイメージしているのか、ご説明していただけるとありがたいです。

○事業者（日本工営株式会社） 基本的には、札幌市の環境影響評価技術指針で項目の名前なども決められていて、そのまま流用させていただいたのですが、意味合いとして、飛行場及びその施設の存在というのは、飛行場があること自体についてどうなのかということです。分かりやすいのは、例えば、景観であれば滑走路を延長すれば見えてくるので影響がありますが、

地球温暖化に関しては、滑走路があるだけでＣＯ２が発生するわけではないので、項目の対象としていないということです。一方、航空機の運航については、お話にありましたように、供用後に増便などが考えられますので、飛行機から排出されるＣＯ２はそれに伴って増えることになります。それによってどういう影響があるかということで項目として選定しております。

飛行場の施設の供用というのは、今回は滑走路の延長ということで、延長する分、例えば、舗装面がどうなのか、間接的に言えば、飛行機の動く距離が延びるという意味でＣＯ２の排出、地球温暖化という観点から影響があるかもしれないということで選定しております。

ご説明になっていますでしょうか。

○森委員 札幌市が使われている言葉を使っているということであればしょうがないかもしれませんが、もう少し分かりやすい言葉を使っていただけるとありがたいと思いました。

航空機の運航に関してですが、ＣＯ２が発生する行為というのは、もちろん、増便に伴ってといっても飛行場内を走っている部分だけになると思うのですが、そのほかに、飛行機をメンテナンスするとか、札幌であれば翼についた雪を下ろすとか、そういうことも含んでいくというイメージを持っていいていいのでしょうか。

○事業者（日本工営株式会社） そこまでは考えておりませんでした。航空機の運航に関しては、あくまでも動くことによって出てくるＣＯ２を対象にしています。一方で、その後の施設の供用がありますけれども、例えば、滑走路を延長することによって航空灯火が増えますので、そういった施設によってＣＯ２がどれくらいになるかということは検討しようと考えております。

○渡部会長 ほかにいかがでしょうか。

○北岡委員 私からは、景観の件と人と自然との触れ合いの活動の場についてお聞きします。

まず、景観につきましては、評価の手法のところでフォトモンタージュという言葉があったと思うのですが、今であれば、もっと効果的で分かってもらいやすい表現手法があるのではないかと思います。そういうものは検討されないのかということです。

人と自然との触れ合いの場に関してですが、今回の改変区域に含まれる部分とその周辺にある部分を分けて考える必要があるのではないかと思います。丘珠空港緑地は、直接的な土地の改変を受けることによって、利用形態や利用施設に改変が加わってしまうということで、影響の度合いが全く違うと思います。ですから、現地調査は夏と冬の２回と書かれていますが、丘珠空港緑地に関しては夏と冬の２回で本当に十分なのかという疑問を持ちました。

以上についてご見解をお聞かせください。

○事業者（日本工営株式会社） まず、景観についてですが、こちらも札幌市の技術指針等に基づいてフォトモンタージュという言葉を使ったのですが、ご指摘のとおり、フォトモンタージュのほかにＣＧもあるので、今後、実施するときに、より分かりやすいものがないかどうかという取捨選択といたしますか、検討をしていきたいと考えております。

二つ目の質問は、人と自然との触れ合い活動の場ということで、端的に言うと、直接的な改変をするのか、間接的な影響なのか、それは分けて検討すべきではないかというご指摘かと思います。

ご指摘のとおり、まずは直接的改変の影響を検討するとともに、例えば、アクセスルートに影響を及ぼさないかどうか、身近な景観という見た目的なものが変わるかどうかという間接的な影響についても予測、評価を実施していく予定です。

調査時期に関しましては、北海道は冬に雪が降りますので、雪が降っているときと降っていないときで利用形態が大きく異なると考えております。ですから、積雪期と非積雪期の調査で利用状況がどうなのかということを把握した上で、それに対する影響がないかどうかという予測、評価を今後していくという意味で２回と設定させていただきました。

非積雪期というのは、春だろうが、夏だろうが、利用形態については大きな変化がないと考えて、２期と設定させていただきました。

○北岡委員 直接的に改変される場所のいろいろな利用形態があると思うのですが、どのような利用形態ができなくなって、どのような利用形態がどのくらい残るのでしょうか。

公園の利用は一緒に語られるものではないと思うのですが、どういう機会が失われてしまう可能性があるのか、それをどのように担保するのか、低減するとか、ほかのところ

に移すとか、本来であればそういう話なのかと思うのですけれども、一くくりにし過ぎなのかなという印象を受けました。

それから、先ほど山田委員がご指摘されていたところは、多分、私の発言が元になっているかと思うのですけれども、おっしゃるとおり、人と自然との触れ合いの場という観点での話ではなくて、防災とか緑地という土地が持っている機能の評価は別途していただいたほうがいいのではないかとということを改めてお伝えしておきます。

○事業者（日本工営株式会社） ご意見をありがとうございます。

○渡部会長 重要な指摘だと思いますので、ご考慮いただいたらよろしいかと思います。ほかにいかがでしょうか。

○芥川委員 騒音について伺います。

スライドの18ページに、建設作業騒音と道路交通騒音でこの地点を選びましたとあるのですけれども、この地点を選んだ理由がありましたら教えていただきたいというのが一つです。

もう一つは、方法書の4-10の中に、航空機騒音による環境影響について現況と予測結果の対比を行ったという文章が書かれているのですけれども、この予測結果についてどこかに示されていたら教えてください。

○事業者（日本工営株式会社） 1点目は、建設作業騒音と道路交通騒音の調査地点の設定根拠のご質問かと思えます。

建設作業騒音は、この事業計画によると、改変するのは北西と南東の滑走路延長部分で工事が発生するということです。北西側と南東側の近くに居住地があるところを調査地点と選定しています。

道路交通騒音・振動に関しましては、周辺の幹線道路に改変区域から工事用車両が出てくる、正面の南側から出てくる、その車両の流れを考慮して、4方向に調査地点を設定しました。保全対象となるような住居などが道路沿道に張りついているところなどを4か所設定しております。

2点目のご質問は、配慮書の段階で定量的な調査はしていないのですが、今回、市長意見をいただいております、航空機騒音で簡易な、あくまでも案1と案2の比較ということで、定量的な予測ということで、見解のほうに書かせていただいたのですけれども、北東部分で南東部分の丘珠公園と百合が原公園のところに調査地点を設けて、案1と案2の比較の観点で将来的にどのくらいの差があるのかという簡易計算をしています。

将来、航空機騒音がどうなるかというのは、準備書の段階で予測、評価を行って、コンター図のような形で示す予定にしております。

○芥川委員 4-10のところは、案1と案2の比較のための予測という意味合いで捉えればいいですね。

○事業者（日本工営株式会社） ご理解のとおりです。

○芥川委員 また、この先の実際の評価に向けては、L d e nでコンター図が描かれると理解してよろしいでしょうか。

○事業者（日本工営株式会社） ご理解のとおりでございます。

○芥川委員 分かりました。ありがとうございます。

○渡部会長 ほかにいかがでしょうか。

私から一つ質問させていただきます。

説明資料の18ページの騒音と振動のところで、建設作業中の騒音についてです。

今回、滑走路延長上での工事になることで、夜間工事なのかなという気がするのですが、周辺の道路での騒音、振動ですね。特に調査をする上で、この中から工事の時間帯を読み取ろうと思えば読み取れるようなことが書いてあると思うのですけれども、そのあたりをどこまで配慮されるのかというところを教えてください。

○事業者（日本工営株式会社） 基本的に、工事は夜間にかかる可能性があるかなと考えておりますので、環境騒音や道路交通騒音・振動というのは、24時間、調査をしております。ですから、夜間の状況も把握できておりますので、今後予測をするときに、工事が夜間になるのであれば、現状に対して夜間の影響はどうかということを検討していく形になります。

○渡部会長 特殊な工事ということで、一般的な盛土の工事とは違うというところの配慮がこ

こに入っているということですね。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○渡部会長 それでは、意見は出尽くしたということで、ここで質疑を打ち切らせていただきます。

それでは、事務局で本日の審議内容を整理して、次回に向けた資料等の準備をお願いしたいと思います。

今回は、市から正式な諮問を受けた上で、審議を継続していきたいと思います。

本日ご質問がなかった委員におかれましても、次回の審議の際にお出しいただいて結構ですので、ぜひよろしくお願いします。

北海道開発局、東京航空局の方々には、本日の出席と説明を誠にありがとうございました。

以上で、札幌飛行場滑走路延長事業環境影響評価方法書の第1回目の審議を終了いたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

本日三つ目の議題の発寒清掃工場更新事業環境影響評価準備書についての第1回目の審議です。

事業概要、準備書内容の説明員として、事業者の方々に当審議会への出席をお願いしております。

それでは、本事業の条例における手続状況について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（又村環境共生係長） 手続状況についてご説明いたします。

本事業は、札幌市環境影響評価条例における第一種に該当する事業です。

事業者は、札幌市となっております。

8月19日に札幌市長宛てに準備書が送付され、9月1日から9月30日まで縦覧が行われております。意見募集は10月14日までとなっております。

今回の審議会は、諮問に先立っての事業者からの説明の場でございます。実際の諮問につきましては、次回の審議会を予定させていただいております。

なお、今回の準備書に先立って環境影響評価方法書の手続が行われておりまして、これについては令和6年12月26日付で答申をいただいております。

内容としましては、周辺に住居等の存在がございますので、影響を極力回避、低減するよう、煙突の高さや建築物の構造等について十分考慮し、計画の適切な絞り込みを行うこと、また、供用後も温室効果ガスの低減に努めること、また、石狩市当別町からのごみの搬入もございますので、それも含めて搬入車両全体の環境影響評価を行うこととなっております。

説明は以上です。

○渡部会長 続きまして、事業概要と準備書の内容について、事業者から説明をお願いいたします。

○事業者（環境局環境事業部） 環境局環境事業部施設建設担当課長の鳴原です。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますけれども、本日3件目の発寒清掃工場更新事業に係る環境影響評価準備書についてご説明させていただきます。

まず、本日のご説明内容です。

初めに、事業計画の概要、2番目に方法書手続に係る報告事項、3番目に環境影響評価の結果、最後に今後のスケジュールの順でご説明させていただきます。

なお、2番目の方法書手続に係る報告事項以降につきましては、準備書作成の支援を担当しました株式会社エイト日本技術開発よりご説明させていただきます。

それでは、一つ目の事業計画の概要についてご説明させていただきます。

清掃工場につきましては、ごみステーションなどから収集された可燃ごみを焼却する施設となっております。現在、札幌市では、効率的なごみ収集や安定したごみ焼却処理体制の確保のため、発寒、白石、駒岡の3工場体制で運営しております。今後もこの3工場体制を維持する方針としておりまして、3工場のうち、平成4年から34年稼働していて最も老朽化が進んでいる発寒清掃工場の建て替え計画を進めているところでございます。

なお、北石狩衛生センターで処理している石狩市と当別町の可燃ごみも受け入れる計画となっております。

事業の名称は発寒清掃工場更新事業で、1日の焼却処理量は640トン进行計画しております。

札幌市環境影響評価条例と照らすと、その他一般廃棄物処理施設の新設の第一種事業に該当することから、環境影響評価の実施が義務づけられております。

次に、発寒清掃工場の位置を示します。

発寒清掃工場は、西区の発寒鉄工団地内にありまして、札幌駅から北西に約7キロメートル、JR発寒駅から約1キロメートルに位置しております。

続いて、6ページの上の図をご覧ください。

こちらは、現在の発寒清掃工場周辺を拡大した航空写真です。

これ以降の説明では、新しく建設する清掃工場を新工場、現在稼働している清掃工場を現工場と呼ばせていただきます。

赤色で囲われた範囲が本事業を実施する区域でありまして、黄色で着色された部分が新工場の建設予定地となっております。

本事業は、新工場建設から現工場解体までを一連の事業として実施いたします。現工場を稼働しながら新工場を建設しまして、新工場稼働後に現工場を解体いたします。

施設配置に関しましては、煙突を南側に建設するA案、煙突を北側に建設するB案の可能性を残しておりまして、今回の準備書において、それぞれの配置に伴う環境の影響の程度を把握いたしました。

なお、工場に隣接する発寒破碎工場は、継続して稼働します。

次に、整備スケジュールについてご説明いたします。

令和9年度に建設・解体工事を実施する事業者を選定し、令和10年度から新工場の設計・建設工事を開始します。令和16年度に新工場の稼働を予定しておりまして、その後、現工場の解体工事を開始し、令和21年度に完了する計画でございます。

続いて、7ページをご覧ください。

新工場と現工場の比較を示しております。

新工場の1日当たりの処理能力は、最大640トン进行計画しております。

処理能力につきましては、石狩市と当別町から新たに受け入れる可燃ごみ量を加え、ごみの分別の進展や将来人口の推計によるごみ減量化を踏まえて設定しております。

なお、新工場の稼働時間や処理方式等につきましては、現工場と変わらない計画でございます。

また、新工場の稼働開始は令和16年度を予定しております。

以上で、事業計画に関するご説明を終わります。

○事業者（株式会社エイト日本技術開発） 続きまして、2の方法書手続に係る報告事項についてご説明します。

ここからは、株式会社エイト日本技術開発の目崎よりご説明します。

なお、時間が限られていますので、やや駆け足でご説明させていただきます。

もしご不明点がございましたら、後ほど質疑にて対応させていただきます。

9ページと10ページに、環境影響評価項目の選定の結果について、方法書で示した内容をお示ししております。

準備書におきましては、これらの項目に特に変更はなく、方法書で示したものとおり、調査、予測、評価を実施したところでございます。

11ページをご覧ください。

方法書についての意見と、それに対する事業者の見解をご報告します。

縦覧と説明会の期間につきましては、表に示すとおりです。

説明会の当日の参加者は5名で、質疑としては、アセスメントに関するものが7件、事業計画に関するものが1件ございました。

次のページで、条例第11条の規定による住民等からの意見書について、内容をご説明させていただきます。

住民意見につきましては、1件受け付けております。意見の内容は次のページで示します。  
意見の内容と事業者の見解です。

意見としては、方法書において大気質の調査地点を北西から南東方向の卓越風を考慮して設定しているが、ダウンウォッシュ等の多様な気象条件も考慮し、事業実施区域周辺の医療施設や文教施設等も大気質の調査地点や予測地点に追加することを考慮してほしいとの要望でした。

本事業による影響を適切に把握するために、配慮書段階で煙突排ガスの予測を行った上で調査地点を設定しておりましたが、いただいたご意見を踏まえまして、方法書で示した調査地点の5地点に対して、準備書段階において北東側の新川サイロ公園、西南西側の新発寒小学校の2地点を新たに追加し、計7地点の調査地点に変更しております。

次に、条例第14条の規定による市長意見の内容と事業者の見解です。

市長意見は、計三ついただいております。

一つ目は、事業実施区域周辺には保全対象施設が複数存在するため、煙突の高さや配置等を考慮し、適切な施設配置を絞り込むというものです。

今回の準備書においては、煙突を南側に配置したA案と北側に配置したB案のそれぞれの配置に伴う環境影響の程度を把握しました。これらの結果も考慮した上で、総合的に判断し、今後の施設設計においてレイアウトを決定する方針です。

二つ目は、省エネルギーの設備導入等により、供用後においても温室効果ガスの排出量の削減に努めることについてです。

新工場では、高効率なエネルギー回収設備の導入や、建築設備の省エネ化によって温室効果ガスの排出量削減を図るものとしております。

14ページをご覧ください。

三つ目は、石狩市と当別町からの可燃ごみ搬入車両の走行ルートを適切に選定し、ごみ搬入車両の増加分も含めた環境影響を十分に調査、予測、評価することについてです。

札幌市分も含め、石狩市及び当別町からの搬入車両のルートは、主要な幹線道路を基本とし、今後、適切に選定する計画です。

なお、準備書では、各収集区域からのごみ搬入車両は、主要なルートを全台が走行する条件とし、環境への影響が最大となる場合を予測しました。

続いて、方法書以降に事業計画や予測地点等を具体化したことに伴って、幾つかの事項に関して準備書で再検討したので、その内容についてご説明します。

主な検討事項は、騒音と振動の評価指標についてです。

まず、こちらは建設機械の稼働に伴う騒音、振動の評価指標です。

事業実施区域敷地境界において、特定建設作業に伴う規制基準のほか、現況から著しい変化を生じさせないことを追加で指標として設定しました。これは、事業実施区域が工業専用地域に位置していることもあり、準備書の現地調査の結果、事業以外の影響で既に基準を超過している地点が確認されたためです。これらの地点に対して、本事業による影響の程度を明確にするための指標として設定しました。

周辺の保全対象施設においては、予測地点に設定した地点で適用される環境基準や振動の感覚閾値を追加で設定しました。生活環境の保全の観点から、本事業の実施に当たり、基準値等を遵守できるかを確認するために設定しております。

16ページにつきましては、施設の稼働や工事車両の走行、ごみ搬入車両の走行における評価指標ですけれども、先ほどのご説明と同様の理由で、それぞれ評価指標を再検討しております。

17ページに参ります。

3の環境影響評価の結果についてご説明します。

18ページをご覧ください。

まず、本事業の工程をご説明します。

本事業は、新工場の建設から現工場の解体完了までを一連の事業としております。

こちらに事業のステップ図を示しております。

現工場を稼働しながら、新工場の建設工事を行います。新工場完成後は、現工場を停止させ

て、新工場の稼働を開始します。その後、新工場を稼働しながら、現工場の解体工事を行い、現工場の解体が完了した時点で事業は終了します。

工事中の予測に関しては、新工場の建設工事時と現工場の解体工事時の二つのケースを予測対象とし、それぞれの時期で影響が最大となると考えられる時期で予測を行っております。

本日は、二つのケースのうち、環境への影響が大きかったケースの予測結果を報告します。

供用後の予測に関しては、新工場が稼働を開始し、新工場と現工場の二つが同時に存在する時期を供用時、現工場の解体工事が完了し、新工場のみ存在する時期を完成時として、二つの時期で予測しました。

施設配置は、煙突を南側に建設するA案、北側に建設するB案の可能性を残しており、今回の準備書において、それぞれの配置に伴う環境影響の程度を把握しました。

本日は、A案の予測結果を代表して報告します。

こちらは、主要な予測地点を示した事業実施区域周辺の地図です。

左の地図は、事業実施区域を拡大したものです。工場周辺の予測地点として、左の図の赤線で示した事業実施区域敷地境界や、赤丸で示した周辺の保全対象施設の最寄り住居2か所を選定しました。

工事車両やごみ搬入車両が走行する道路沿道における予測地点は、車両の主な走行ルートであるピンク色の線で示した下手稲通とオレンジ色の線で示した追分通の沿道から赤丸で示す6地点を選定しております。

21ページをご覧ください。

このページから、事業の影響について項目ごとの予測結果を説明します。

まずは、建設機械の稼働に伴う大気質の予測結果です。

建設機械からの排ガスによる影響として、NO<sub>2</sub>とSPMを対象に予測を行いました。

敷地境界最大地点において、両物質ともに評価指標を満足しました。

次に、建設機械の稼働による粉じんの影響についての予測結果です。

敷地境界最大地点における施設別の粉じん量は、8.3トンから12.2トンであり、春季と秋季で評価指標を超過すると予測しました。

超過した要因として、粉じんの発生範囲とした土砂掘削範囲と敷地境界が比較的近いことと、予測方法の特性上、粉じん飛散防止のための環境保全措置の効果を反映できないことが挙げられます。

実際の施工に当たっては、こちらに示した環境保全措置を適切に実施することで粉じんの発生量を低減することができ、評価指標を満足する値に抑えることが可能と考えます。

工事車両やごみ搬送車両の運行に伴う大気質の予測結果です。

こちらに関しても、NO<sub>2</sub>とSPMを対象に予測を行いましたが、両物質ともに評価指標を満足しております。

新工場の稼働に伴う大気質の予測結果です。

煙突排ガスによる影響を評価するため、1年間の平均濃度を対象とした長期濃度予測と、特殊な気象条件によって短時間で高濃度の影響が生じる場合を対象とした短期濃度予測の二つの予測を行いました。

まずは、長期濃度の予測結果です。

煙突排ガスは、東、南、西の方向に拡散されやすい傾向があり、このうち最大着地濃度地点は煙突の西側約800メートルの位置に出現すると予測しました。

最大着地濃度地点における大気汚染物質の予測結果は、表に示すとおり、全ての物質で評価指標を満足しました。

次に、短期濃度予測の結果です。

特殊な気象条件として、5ケースを対象に予測を行いました。

予測結果は、赤字で示した逆転層崩壊時に最も濃度が高くなり、そのときの最大着地濃度地点は、煙突の風下側の約480メートルの位置に出現すると予測しました。

この地点における大気汚染物質の予測結果は、表に示すとおり、全ての物質で評価指標を満足していました。

建設機械の稼働に伴う騒音、振動の予測結果です。

建設機械から発生する騒音レベル及び振動レベルの予測結果は、左下の図に示したように、敷地境界の区間には仮囲いを設置し、事業実施区域の敷地境界最大地点において、騒音、振動とともに評価指標を満足しました。

また、周辺の最寄り住居2地点においても、評価指標を満足しました。

工事車両やごみ搬入車両の運行に伴う騒音、振動の予測結果です。

まず、騒音については、④札幌整形外科前を除くその他の地点は、評価指標①の70デシベル以下を満足しました。

④の地点は、現況の騒音レベルが既に71デシベルであったため、予測結果も評価指標①を超過しましたが、現況からの騒音レベルの増加量は0デシベルで、現況を変化させず、評価指標②の「現況を著しく変化させない」を満足しました。

新工場の稼働に伴う騒音、振動の予測結果です。

騒音の予測結果を上表に示しております。

敷地境界最大地点における騒音レベルは、全ての時間区分で評価指標①の第二種区域の規制基準を超過しました。ただし、現工場が停止している期間に行った調査結果においても、全時間区分で評価指標①の値を超過することを確認しており、事業実施区域周辺のその他の事業活動や道路からの騒音が支配的な状況であったと考えております。

このため、調査結果と予測結果を比較して、本事業による現況からの騒音レベルの増加量を確認したところ、増加量は1デシベル以下であり、評価指標②の「現況を著しく変化させない」を満足しました。

振動の結果は、下の表に示すとおり、昼間、夜間ともに評価指標を満足しました。

29ページです。

こちらは、新工場の稼働に伴う周辺の保全対象施設における騒音、振動の予測結果です。

騒音の結果を上表に示しております。

騒音レベルは、北側の最寄り住居の夜間において、評価指標①を超過しました。こちらも、先ほどと同様に、調査結果が既に評価指標①の値を超過している状況です。

ただし、本事業による現況からの増加量は1デシベルであり、評価指標②を満足しました。そのほかの結果は、評価指標を満足しております。

振動の結果は、下の表に示すとおり、昼間、夜間ともに評価指標を満足しました。

新工場の稼働に伴う低周波音の予測結果です。

低周波音の項目として、G特性音圧レベルと3分の1オクターブバンド音圧レベルを対象としました。

G特性音圧レベルの調査及び予測結果を上表に示しております。

現工場の稼働時に調査した結果、敷地境界では73から78デシベル、最寄り住居では77デシベルと72デシベルでした。

新工場の稼働時における予測結果は、敷地境界が67から75デシベル、最寄り住居が69デシベルであり、現工場以下の値に収まると予測しました。

次に、3分の1オクターブバンド音圧レベルの予測結果を下表に示します。

現工場稼働時の調査結果は、周波数31.5から80ヘルツの範囲で参照値を超過しており、そのときの音圧レベルは58から70デシベルでした。

新工場の稼働時における予測結果は、40から80ヘルツで参照値を超過し、そのときの音圧レベルは50から59デシベルでした。

周波数レンジ及び音圧レベルともに、現工場よりも影響の程度は改善されるものと予測しました。

このように、現在、既に一部の周波数帯で参照値を超過する状況ですが、周辺住民からの苦情は確認されておりません。このため、新工場稼働後も影響は軽微と判断しております。

なお、低周波音の発生状況は、施設の構造や設備に強く左右されるものであり、現時点では不確実性が高いことから、事後調査を実施し、実際の発生状況を確認する予定です。

続きまして、新工場稼働後の悪臭の予測結果です。

まず、新工場が存在することによる悪臭の影響についてです。

上の表は、工場周辺における臭気指数の調査及び予測結果を示したものです。

現工場周辺の調査結果は、全地点で規制基準を下回っており、悪臭が周辺に漏えいしていないことを確認しました。

現工場では、脱臭設備やエアカーテン、自動開閉式扉を設置し、悪臭対策を徹底しております。また、新工場においても、現工場と同様に悪臭対策を徹底するため、臭気指数も現工場と同様の10未満になると予測しました。

次に、新工場の稼働に伴う煙突排ガスによる悪臭の影響についてです。

大気質の短期濃度予測と同様の考え方で、煙突排ガスによる臭気指数を算出したところ、想定した全ての気象条件で臭気指数10未満であり、評価指標を満足しました。

次に、新工場の存在による日照障害の予測結果です。

表は、各地点における現工場と新工場の冬至日の日影出現時間を示しております。

また、図は、時刻別の日影時間の出現範囲を示しております。

本事業の完成時には、新工場が現工場の北西側に建て替わるため、周辺四つの予測地点のうち、③の地点は日影時間が増加、①と②の地点では日影時間が減少し、④の地点は日影が出現しません。

地点に応じて日影時間に変化が生じますが、結果は全て評価指標を満足しました。

新工場の存在による電波障害の予測結果です。

図は、新工場によるテレビ電波の障害範囲を示したもので、緑色の破線の範囲で障害の有無を予測しており、そのうち、緑色の斜線の範囲が新工場によって電波障害を生じさせる可能性があると判断した地域です。

事業実施区域周辺には宮の沢局と札幌局の電波が到来しております。宮の沢局からの電波が南方向に遮蔽される可能性があるかと予測されましたが、アンテナ調整により札幌局の電波を受信することで解消できるため、影響は小さいと評価しました。

次に、景観及び人と自然との触れ合い活動の場の予測結果です。

まずは、景観についてです。

写真は、発寒いこい公園から発寒清掃工場の方角を眺めたものです。

一時的に現工場と新工場の煙突が同時に見える時期がありますが、現工場解体後は、煙突が右方向に移動する程度の変化であり、大きな景観の変化は生じません。新工場では、景観に配慮したデザインや色調を選定する計画とし、周辺との景観の調和を図ります。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

周辺の人触れ場である公園等を対象に、景観の予測結果に基づき、景色を楽しむ利用者への影響を予測しました。

調査結果は、先ほどご説明したとおり、大きな景観の変化は生じないことから、人触れ場の利用者にとっても影響はほとんどないと予測しました。

次に、廃棄物の予測結果です。

工事の実施に伴って発生する建設副産物は、発生量の92%が再利用可能であり、残りの約3,550トンは適切に処分が可能であると予測しました。

建設発生土は、現時点では全量を場内で再利用する計画です。

新工場の稼働に伴い、ごみを焼却した際に発生する焼却残渣は年間1万7,412トンと予測しました。現工場では、年間1万5,401トンが発生しており、市内の埋立処理場で処分を行っております。

新工場においても、現工場と同様に適切に処分が可能です。

最後に、新工場の稼働による温室効果ガスの予測結果です。

現況は令和6年度時点で現工場から発生する温室効果ガスの発生量であり、その合計は年間約9万4,000トンです。令和16年度時点で新工場から発生する発生量は、年間約6万2,000トンと予測します。新工場では、プラント設備の機能向上や運転の効率化、発電効率が大幅に向上するため、温室効果ガスの発生量が現工場と比較して約35%減少すると予測しました。

環境影響評価のまとめです。

ここまでの内容は、煙突を南側に配置したA案の結果を詳細にご報告しましたが、こちらのまとめでは、北側に配置したB案も含めた環境影響評価の結果を示しております。

こちらは、工事中の予測結果をまとめたものです。

A案の場合に、粉じんの発生量が敷地境界において評価指標を超過する結果となりましたが、環境保全措置を適切に実施することで粉じんの発生量が十分に減少し、評価指標の値以下に収まると評価しております。そのほかは、全て評価指標を満足し、影響はほとんどないものと評価しました。

次に、先ほどの続きですが、供用後の予測結果をまとめたものです。

新工場から発生する低周波音の3分の1オクターブバンド音圧レベルの一部が参照値を超過する結果となりました。ただし、現工場においても同様の状況であり、新工場では現工場よりも低周波音の影響の程度は改善されるものと予測したことから、影響は軽微と評価しております。

このほかの項目は、全て評価指標を満足し、影響はほとんどないものと評価しました。

どちらの配置案につきましても、ほとんどの項目で評価指標を満足する結果となっております。

次に、4の今後のスケジュールについてご説明します。

現在は、赤字で示した準備書手続のうち、審議会、説明会の段階です。今後、準備書に対する意見を踏まえ、令和9年度に評価書を作成し、公告縦覧が完了した後に建設工事に着手します。令和16年度の新工場稼働開始を目指し、当面の間は建設工事を進め、新工場稼働後に現工場の解体工事を行う予定です。

事後調査は合計3回計画しており、新工場の建設工事中の騒音、新工場稼働後に工場から発生する騒音と低周波音、現工場解体工事中の騒音を調査する予定です。

41ページをご覧ください。

準備書は9月1日に公告し、30日まで各縦覧場所で閲覧可能です。

準備書の説明会は、9月16日に発寒清掃工場内で実施しました。意見書は、10月14日まで受け付けております。

参考までに、準備書説明会の開催状況を報告します。

説明会の参加人数は1名でした。

当日は、事業計画に関する質問を5件いただき、アセスメントに関するものはありませんでした。

主な質疑の内容は表に示すとおりで、現工場の耐用年数と廃道に関する質問がございました。

以上でご説明を終了します。

○渡部会長 それでは、事業の概要や方法書の各環境項目に関して、委員の皆様から質問等をお願いします。

ちなみに、A案とB案がずっと残っていますが、どの段階でどちらかの案に絞られるのですか。

○事業者（環境局環境事業部） 札幌市環境局の富樫と申します。

現在、プラントメーカーと協議を進めている中で、A案とB案の両方の提案がありました。今回、準備書の中においては、A案とB案の両方について調査、予測、評価を行いまして、いずれの案につきましても問題ないという結果が出ました。また、事後調査についてもA案とB案ともに計画をしているところです。事業者の提案内容として両方の案で受けていますので、環境アセス上、問題がなかったということも踏まえまして、A案とB案をともに残した状態で進める計画です。

○渡部会長 アセスとしてはA案とB案ということですね。

それから、ただいまの説明資料の34ページに景観の話が出ていたのですが、現工場は煙突を均等に赤白に塗り分けをするということで、これは航空法か何かで決まっていると思うのですが、新工場では色について特に書かれていません。ただ、コメントとして色調を選定するとあります。私もよく分かっていないのですが、清掃工場によっては、赤白に塗り分けていないものもあるし、背の高いものは赤白に塗り分けるということが決まりのような気もしています。これは、どういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○事業者（環境局環境事業部） 今回の煙突に関しては、赤白の配色が義務づけられるもので

はない見込みですので、周辺の環境などを考慮しながら、今後、色調やデザインについて検討していく想定です。

○渡部会長 選定する余地があるということですか。

現工場のものは赤白に塗り分けなければいけないのですか。

○事業者（環境局環境事業部） 現工場につきましては、航空法の規制を受けておりまして、赤白に塗らざるを得ないのですけれども、新工場に関しましては、法律に準拠し、色調やデザインについて検討してまいります。

○渡部会長 背の高さが少し違うのですか。

○事業者（環境局環境事業部） 高さは同じとなっています。

○渡部会長 設置時期の関係でということですか。どうして片方はよくて片方は駄目なのかがよく分らないです。

○事業者（環境局環境事業部） 航空障害灯と呼ばれる照明がついているのですが、その設置基準を満たすことで赤白を避けることができるということです。

○渡部会長 照明がついていることで航空法による赤白に塗る義務はなくなって、色調については少し考える余地があるということですね。承知しました。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○渡部会長 特にないようですので、ここで質疑は打ち切らせていただきます。

それでは、事務局には、本日の審議内容を整理して、次回に向けた資料等の準備をお願いしたいと思います。

今回は、正式な諮問を市から受けた上での審議を継続していきたいと思います。

本日ご質問がなかった委員におかれましても、次回の審議の際にお出しただいて結構ですので、ぜひよろしくお願いします。

環境事業部の方々、本日のご出席と説明を誠にありがとうございました。

以上で、発寒清掃工場更新事業環境影響評価準備書の第1回目の審議を終了いたします。

進行を事務局にお返しします。

### 3. 閉 会

○事務局（坂田環境共生担当課長） 渡部会長、どうもありがとうございました。

今回の審議会につきましては、もみじ台地域の土地利用再編に伴う複合開発事業計画段階環境配慮書についての答申、札幌飛行場滑走路延長事業に係る方法書段階の諮問、発寒清掃工場更新事業環境影響評価準備書の諮問の審議を予定しております。

日程については、既にご連絡を差し上げておりますとおり、10月13日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は、長い時間にわたりご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

これにて閉会いたします。

以 上